

特認校制が利用できます

該当中学校の学区にお住まいの保護者のみなさまへ



一定規模以上の中学校の通学区域(下の枠内にある中学校10校、通常学級12以上の中学校)にお住まいの生徒及び入学予定生徒は、特認校制(通学区域に関係なく特定の学校に通学できる制度)を利用して、西田学園後期課程(中学校に相当)に通学することができます。



●学校見学会 令和8年1月21日(水)

受付:9時00分~

開始:9時20分



★見学問い合わせ★ 西田学園 TEL 024-972-2215

●対象者 : 上の枠内にある中学校10校の通学区域にお住まいの生徒(中1~2)及び令和8年度入学予定生徒

裏面もご覧ください！

- 申請期間：令和8年1月13日(火)～2月10日(火)
 - 申請・問い合わせ：郡山市教育委員会学校教育推進課
(市役所本庁舎5階)
TEL 024-924-2431
- ※制度について詳細な内容を説明後、
御理解いただいた上で申込となりますので、
窓口のみで受付いたします。
- ◎申請書は学校教育推進課でお渡しします。
市ウェブサイトにも掲載しています。
詳しくはQRコードを読み取るか
「郡山市 学区 弾力」で検索してください。
- 
- 通学を希望する方は、次の内容を必ず確認ください。
 - ◆保護者の負担と責任による通学(送迎)となります。
(西田地区への路線バスはありませんので、送迎が必要です。)
 - ◆西田学園の教育活動に賛同・協力いただけることが条件となります。
 - ◆募集人数を超えた場合は、抽選となります。
抽選から漏れた場合は、指定校へ入学となります。
 - ◆申請後、事情により申請を取り下げる場合は、
申請期間中(1月13日～2月10日)に申し出願います。
 - ◆申請または入学許可後、申請内容が事実と異なる場合には、
申請または入学許可取り消しとなる場合があります。
 - ◆特別支援学級に入級を希望されている方は、教育支援委員会の審査の後、入級許可となった場合に申請を受け付けます。